

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置対応施設利用のご案内

新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置の実施に伴い、利用を下記の通りと致します。期間中は特段の配慮、ご協力をお願いします。

【適用期間：令和4年1月21日～まん延防止等重点措置解除の日】

1. 令和4年1月21日からの各施設の利用制限の概要

	施設名	人数制限	時間制限	利用制限事項	食事
ふれあいホール・ギャラリー	ふれあいホール (文化利用)	275名 舞台上 40 名	15分前 終了		食事不可 ×
	ふれあいホール (スポーツ利用)	半面 30名 全面 60名	5分前 終了	・ダンスパーティー不可 ・バスケットボール不可 *一部備品の貸出し中止	
	控室 1・2	9名	15分前 終了	・文化利用時のみ利用可 ・*シャワー室利用中止	食事可 (黙食)
	控室 3	3名			
	ギャラリー 1		通常通り		許可制 △
	ギャラリー 2				食事不可 ×
セインタ実習	研修室	50名	通常通り	通常通り	食事可 (黙食)
	実習室	30名			
	講師控室	6 名			
	工作室	10 名			

2. 下記の方はご利用を遠慮いただきます。

- ① 本人または同居家族に発熱(37.5℃以上)や風邪の症状のある方、体調不良の方
- ② 本人または家族が2週間以内に海外から帰国した方
- ③ 2週間以内に新型コロナウイルスに感染している、もしくは疑われる症状のある方と接触した方

3. 施設利用時に遵守いただくこと

- ① マスクの着用および咳エチケットの遵守
- ② 手洗いまたはアルコール消毒等の励行
- ③ ソーシャルディスタンスの確保
- ④ 室内換気の励行
- ⑤ 参加者の連絡先が分かる名簿を各ご利用団体で作成し、2週間程度保管すること
*「施設利用者名簿」書式ひな型はホームページからダウンロード可能です。

4. その他

* 詳細については各施設の利用ルールをご確認ください。

5. 利用料金やお支払いについては通常の規定による